

## ① 食品衛生基準行政の移管に伴う、食品衛生監視部会（仮称）の設置

- 令和6年度の食品衛生基準行政の他省庁への移管に伴い、再編される薬事・食品衛生審議会の調査審議事項のうち、食品衛生法の規定によりその権限に属せられた事項であって厚生労働大臣が引き続き事務を行うもの（食品衛生監視行政）に関しては、同年度から厚生科学審議会に移管する。詳細については、別紙にて説明する。

## ② 水道整備・管理行政の移管に伴う生活環境水道部会の改変

- 現在、厚生科学審議会生活環境水道部会では「建築物衛生その他生活衛生に係る生活環境に関する重要事項及び水道に関する重要事項を調査すること。」を審議事項としている。
- 令和6年度の水道行政の他省庁への移管に伴い、同年度から同部会の審議事項について、水道に関する重要事項を抜いて、「建築物衛生その他生活衛生に係る生活環境に関する重要事項を調査すること。」とし、名称を「生活環境部会（仮称）」とする。

## ③ こども家庭庁発足に伴う、生殖医療補助部会の廃止

- 令和5年度に「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療」の適切な実施のために必要な事項を検討する場がこども家庭庁へ移管されたことで、生殖医療補助部会は役割を終えた。今後、生殖補助医療に関して厚生労働省が所掌する事項の検討が必要な場合には、厚生労働省の担当部局がこども家庭庁からの協議を受けるなどで対応するため、当該部会で議論されることはない旨、こども家庭庁に確認できたため、①・②と同じタイミングで当該部会の廃止を行う。

